

配偶者の方との収入比較をお願いします

組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、**収入が多い者の被扶養者とする**ことになっています。

扶養替えの手続が遅れると、遡って扶養の認定が取消しとなり、医療費等を返還していただく場合があります。また、配偶者が加入している健康保険組合に対して、どの程度の遡及認定が可能であるかを確認していただく必要がありますので、ご注意ください。



次のときは、必ず夫婦の収入比較を行ってください。

- 源泉徴収票が交付されたとき
- 配偶者が自営業等の場合で、確定申告を行ったとき
- 組合員や配偶者の給与改定あるいは任用形態の変更により、収入が変動したとき

※共済組合での自営業の必要経費の取扱いは、所得税法上とは異なります。

詳細は、所属所の事務担当者へお問合せください。

例1 | 扶養手当の支給が行われる場合



扶養手当の支給を受けている者の被扶養者として認定しています。**扶養手当の異動があったときは**、共済組合の扶養についても速やかに扶養替えの手続を行ってください。

なお、令和3年8月1日以降、子を被扶養者として認定している組合員が育児休業を取得したことにより、夫婦の収入が逆転した場合に限り、扶養替えの手続を行わなくてもよくなりました。ただし、扶養替えの手続を行わない場合には、要件変更の手続を行ってください。

例2 | 扶養手当の支給が行われない場合



組合員の収入が多いか、夫婦双方の年間収入が同程度（年収差が収入の多い方の1割以内）であれば認定が可能です。給与改定や任用形態の変更（正規職員から再任用フルタイム勤務へ）等に伴い、**配偶者との収入逆転が生じたときは**、速やかに扶養替えの手続を行ってください。

ただし、夫婦共に組合員で双方とも扶養手当を受給していないときは、所得比較することなく被扶養者申告書を提出した組合員を主たる生計維持者と考えますので、扶養替えの手続は必要ありません。